

鳥取県の平成の大合併の経過とその後

——鳥取県の広域行政の実体をモデルとして——

山 田 光 矢

- 一 平成の大合併までの鳥取県内の市町村および郡の変遷
- 二 全国総合開発計画と鳥取県の三地域
- 三 定住自立圏と鳥取県内三地域の特徴
- 四 中国地方や関西広域連合と鳥取県の今後

一 平成の大合併までの鳥取県内の市町村および郡の変遷

鳥取県は、中国山地の北側にあつて、東は兵庫県、西は島根県、南は岡山・広島の両県に接し、北は日本海に面し

鳥取県の平成の大合併の経過とその後（山田）

一（一三三）

た、総面積が三五〇七二六平方キロメートルで、東西約一二〇キロメートル、南北約二〇〇六〇キロメートルの東西に細長い県である。より詳しく説明すれば、鳥取県の東端は八頭郡若桜町大字落折で東経一三四度三二分、西端は日野郡日南町大字新屋で東経一三三度八分であり、東西の距離は一二六キロメートルとなる。南端は日野郡日南町大字豊栄で北緯三五度三分、北端は岩美郡岩美町大字陸上で北緯三五度三六分であり、南北の距離は六一・八五キロメートルとなる¹。鳥取県の面積は日本の四七都道府県の四一位であり、平均面積約八千平方キロメートルの半分以下の細長く規模の小さい県である。

明治元年当時の鳥取藩は、旧因幡国の八郡（邑美郡・法美郡・岩井郡・八上郡・八東郡・智頭郡・高草郡・気多郡）と旧伯耆国の六郡（河村郡・久米郡・八橋郡・汗入郡・倉見郡・日野郡）で構成されていた。これは現在の鳥取県の領域と同じである。明治四年七月の廃藩置県のときには、旧因幡国の八郡と旧伯耆国の六郡の鳥取藩の領域に、旧播磨国の三郡の一部を加える形で鳥取県が誕生した。同年一月に播磨国の三郡は姫路県（後の兵庫県）に編入されたが、逆に一二月にもともと松江藩の管轄に属し、廃藩置県で浜田藩の管轄区域とされた旧隠岐国が島根県から鳥取県に編入された。しかし明治九年八月に鳥取県は島根県に合併され消滅している。鳥取県と島根県は境港や中海を挟んで影響しあっていたことがうかがえる。

旧鳥取県民が熱心に再置運動を行ったことが契り、明治一四年九月に旧因幡国の八郡と旧伯耆国の六郡の領域は島根県から分離独立し再び鳥取県となった。明治元年の鳥取藩を鳥取県として再興した後は、鳥取県は内部での郡や市町村の合併を繰り返してはきたが、県境を変えるような動きに遭遇することはなかった。明治の大合併の流れの中、明治二二年の「市制・町村制」の影響を受けて、明治二二年一〇月一日に邑美郡と法美郡から鳥取市が誕生し、鳥取

県は一市・四町・二三三村の合計二三八市町村（二四郡）となった。明治三十三年の「府県制」「郡制」制定を受けて、鳥取県では明治二十九年四月に郡の再編が実施され、旧因幡郡の八郡は、邑美郡と法美郡と岩井郡が合併して岩美郡に、八上郡と八東郡と智頭郡が合併して八頭郡に、高草郡と気多郡が合併して気高郡となり、三郡に再編された。他方、旧伯耆国の六郡は、河村郡と久米郡と八橋郡が合併して東伯郡に、汗入郡と会見郡が合併して西伯郡となり、合併しなかった日野郡とあわせて三郡に再編された。その結果鳥取県は一市六郡となった。旧伯耆国の領域は西伯郡と東伯郡・日野郡の二つの区域が並立する形となった。

その後も鳥取県内の市町村では徐々に合併が進み、大正一四年一月一日には鳥取市と六つの郡の一八七町村の合計一八八市町村となった。昭和二年に西伯郡から米子市が誕生した。第二次世界大戦後の昭和二十五年一月でも、鳥取県内の市町村は、鳥取市と米子市の二市のほか六郡に二三町一四五村が置かれ、合計一七〇の市町村が存在していた。明治の大合併以降、第二次世界大戦終了時までには、鳥取県内の市町村数は合併により、約三分の二に減少したことがわかる。

昭和の大合併のために、三年間の時限法である町村合併促進法が施行された昭和二十八年一月一日に倉吉市が誕生した。これによって鳥取県は鳥取市と米子市と倉吉市のそれぞれが地域の中核的機能を担う体制が確立されたといえる。昭和の大合併前期の昭和三〇年一〇月の鳥取県の市町村は三市三二町三村（六郡）の合計五六市町村であった。昭和三二年四月一日には境港市が誕生した。昭和三一年六月に五年間の時限法である新市町村建設促進法が施行を受けて鳥取県の市町村合併が継続され、昭和三五年一〇月の鳥取県の市町村数は四市三三町四村（六郡）の合計四〇市町村となった。鳥取県内の市町村は合併によって約四分の一に再編されたのである。昭和四五年一〇月に鳥取県の市

二町村数は四市三二町四村（六郡）の合計三九市町村となり、鳥取県で平成の大合併推進直前の平成一六年八月三二日まで継続された。

昭和四五年から平成一六年八月三二日までの、鳥取県の市町村の状況を郡単位でみると以下の通りとなる。市は鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の四市である。鳥取市に隣接する岩美郡には岩美町、国府町、福部村の二町一村が、八頭郡には若桜町、智頭町、郡家町、船岡町、八東町、川原町、用瀬町、佐治村の七町一村が、気高郡には気高町、鹿野町、青谷町の三町が存在した。倉吉市に隣接する東伯郡には羽合町、東郷町、泊村、北條町、大栄町、東伯町、赤碕町、関金町、三朝町の八町一村が存在した。米子市に隣接する西伯郡には中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、西伯町、会見町、岸本町の七町一村が存在した。日野郡には溝口町、江府町、日野町、日南町の四町が存在していた。境港市は米子市と隣接しているが他の市町村とは接しておらず、中海を挟んで鳥根県と隣接している。²⁾

鳥取県の四市三二町四村体制の実情を、平成一二年の国勢調査の人口でみると、鳥取市一五万四三九人、米子市一三万八七五六人、倉吉市四万九七一一人、境港市三万六八四三人で、市部には三七万五七四九人が住んでおり、県民全体の六割強が市部に住んでいた。岩美郡の岩美町は一万四〇一五人、国府町は八六二〇人、福部村は三四五二人であり、八頭郡の若桜町は四九九八人、智頭町は九三八三人、郡家町は二万九人、船岡町は四六六四人、八東町五五七二人、河原町は八三八二人、用瀬町は四三二四人、佐治村は二八三五人であり、気高郡の気高町は二万四人、鹿野町は四九九四人、青谷町は八〇九五五五五五人であった。東伯郡の羽合町は七七七七人、東郷町は六五五八人、泊村は三〇五六六人、北條町は七八六五人、大栄町は九〇五〇人、東伯町は一万二〇九八人、赤碕町は八三四四人、関金町は四三二六六人、三朝町は七九二二人であった。西伯郡の中山町は五二三三人、名和町は七五九八人、大山町は六七三〇人、淀江町は

表1 鳥取県の平成の大合併の流れ

平成16年8月31日までの鳥取県内市町村				平成17年10月1日以降の鳥取県内市町村							
市/郡	市町村名	人口	人口比	市/郡	市町村名	人口	人口比	面積	面積比	備考	
	鳥取市	150,439	24.52%		鳥取市	195,957	32.98%	765.66	21.83%	合併で拡大	
岩美郡	岩美町	14,015	2.28%	岩美郡	岩美町	12,922	2.17%	122.38	3.49%		
	国府町	8,620	1.40%							鳥取市と合併	
	福部村	3,451	0.56%								
八頭郡	若桜町	4,998	0.81%	八頭郡	若桜町	4,072	0.68%	199.31	5.68%		
	智頭町	9,383	1.52%		智頭町	8,266	1.38%	224.61	6.40%		
	郡家町	10,009	1.63%		八頭町	八頭町	19,386	3.26%	206.71	5.89%	合併
	船岡町	4,664	0.76%								
	八東町	5,572	0.90%								
	河原町	8,382	1.36%								鳥取市と合併
	用瀬町	4,324	0.70%								
佐治村	2,835	0.46%									
気高郡	気高町	10,004	1.63%							鳥取市と合併	
	鹿野町	4,594	0.74%								
	青谷町	8,095	1.31%								
鳥取県東部	小計	249,385	40.66%	鳥取県東部	小計	240,603	40.50%	1518.67	43.28%		
東伯郡	倉吉市	49,711	8.10%	東伯郡	倉吉市	50,830	8.55%	272.15	7.76%	合併で拡大	
	関金町	4,316	0.70%								
	羽合町	7,767	1.26%		湯梨浜町	湯梨浜町	17,670	2.97%	77.95	2.22%	合併
	東郷町	6,558	1.06%								
	泊村	3,056	0.49%								
	北条町	7,865	1.28%		北条町	北条町	16,208	2.72%	57.15	1.63%	合併
	大栄町	9,050	1.47%								
	東伯町	12,098	1.97%								
	赤碓町	8,344	1.36%			琴浦町	19,276	3.24%	139.92	3.99%	合併
三朝町	7,921	1.29%		三朝町	7,314	1.23%	233.46	6.65%			
鳥取県中部	小計	116,686	19.02%	鳥取県中部	小計	111,298	18.73%	780.63	22.26%		
西伯郡	米子市	138,756	22.62%	西伯郡	米子市	148,915	25.06%	132.21	3.77%	合併で拡大	
	境港市	36,843	0.60%		境港市	36,108	6.07%	28.79	0.82%		
	淀江町	9,081	1.48%							米子市と合併	
	中山町	5,233	0.85%		大山町	大山町	17,825	3.00%	189.79	5.41%	合併
	名和町	7,598	1.23%								
	大山町	6,730	1.09%								
	日吉津村	2,971	0.48%			日吉津村	3,249	0.54%	4.16	0.12%	
	西伯町	8,168	1.33%		南部町	南部町	11,684	1.96%	114.03	3.25%	合併
	会見町	4,042	0.65%								
	岸本町	7,271	1.18%								
溝口町	5,392	0.87%		伯耆町	11,740	1.97%	139.45	3.98%	郡をまたいだ合併		
日野郡	江府町	3,921	0.63%	日野郡	江府町	3,361	0.56%	124.66	3.55%		
	日野町	4,516	0.73%		日野町	3,809	0.64%	134.02	3.82%		
	日南町	6,696	1.09%		日南町	5,489	0.92%	340.87	9.72%		
鳥取県西部	小計	247,218	40.31%	鳥取県西部	小計	242,180	40.76%	1207.98	34.44%		
	合計	613,289			合計	594,081		3507.28			

註1 平成の大合併以前と、合併後の定住自立圏以外の人口は「市区町村プロフィール」鳥取県を参照した。

註2 平成の大合併以降の人口は、定住自立圏関連市町村は総務省「全国の定住自立圏の取り組み」を参照した。

九〇八一人、日吉津村は二九七一人、西伯町は八一六八人、会見町は四〇四二人、岸本町は七二七一人であった。日野郡の溝口町は五三九二人、江府町は三九二一人、日野町は四五一六人、日南町は六六九六人であった。^③

鳥取県の市町村は、平成の大合併が終了した平成一七年一〇月一日に、図1や表1のように、四市一四町一村の合計一九市町村となり、現在に至っている。鳥取県の市町村合併の歴史を見ると、戦前は県東部を占める旧因幡国と、県西部に位置する伯耆国をそれぞれ対象に行われてきた。その中心が鳥取市と米子市であった。昭和の大合併期に、鳥取県の水産業の中心である境港が市へ昇格し、東西に長い鳥取県の中間部の中心市として倉吉市が設置された。それゆえ鳥取県は、鳥取市を中心とした県東部と、倉吉市を中心とした県中部と、米子市を中心とした県西部が並立することになった。また日本海に面した県北部と、中国山脈に接する農山村が中心の県南部の間にも地域的な特徴の相違がみられる。

鳥取市は周辺の岩美郡と八頭郡と気高郡の町村との合併を推進した。その結果、岩美郡の国府町、福部村、八頭郡の川原町、用瀬町、佐治村、気高郡の気高町、鹿野町、青谷町は、平成一六年一月一日に合併によって鳥取市の一部となった。岩美郡では岩美町だけが町として残った。八頭郡では郡家町と船岡町と八東町が平成一七年三月二日に合併して八頭町となった。若桜町と智頭町はそのまま町として残った。また気高郡は構成していた三つの町が鳥取市の一部となったことで消滅した。この地域は一市・四町となった。

倉吉市と接している郡は、以前の郡の合併の影響もあつて東伯郡だけである。倉吉市は一部江府町と接してはいるが、単純に言えば岡山県と東伯郡に囲まれている地域である。東伯郡の八市一町の中で倉吉市と合併したのは、岡山県と江府町と接していた関金町だけであつたことから、東伯郡に囲まれた倉吉市は岡山県や江府町と接するように

なった。平成の大合併の中で、関金町は平成一七年三月二二日に倉吉市の一部となり、東伯郡の中では三朝町だけは合併しなかった。他の町村をみると、平成一六年九月一日に東伯町と赤碕町は合併して琴浦町となり、同年一〇月一日には羽合町と泊村と東郷町が合併して湯梨浜町となり、一年後には北条町と大栄町が合併して北栄町となった。その結果、この地域も東部と同様に一市・四町で構成されることになった。

米子市は平成一七年三月三十一日の合併によって西伯郡の淀江町を取り込んだ。西伯郡では唯一日吉津村だけは合併しなかった。平成一六年一〇月一日に西伯町と会見町が合併して南部町となり、一七年三月二八日には中山町と名和町と大山町が合併して大山町となった。唯一郡を超えて合併をしたのが西伯郡岸本町と日野郡溝口町で、合併して伯耆町となり西伯郡の区域となった。日野郡で合併したのは溝口町だけであり、日南町と日野町と江府町はそのまま残った。境港市も合併はしなかった。その結果、西部地域は二市・六町・一村で構成されることになった。米子市と日本海で囲まれる形で、鳥取県で唯一の村である日吉津村が残った。

平成の大合併後の鳥取県内の市町村の人口と面積は以下ようになった。鳥取市は岩美郡の国府町と福部村、八頭郡の川原町と用瀬町と佐治村、気高郡の気高町と鹿野町と青谷町と合併した結果、人口は一九万五九五七人で県の三三・〇%、面積は七六五・六六平方キロメートルで県の二一・八%となった。岩美郡岩美町は一万二九二二人で二・二%、一二三・二三八で三・五%となった。八頭郡の郡家町と船岡町と八東町が合併してできた八頭町は一万九三八八人で三・三%、二〇六・七二で五・九%となり、若桜町は四〇七二人で〇・七%、一九九・三二で五・七%、智頭町は八二六六人で一・四%、一二四・六一で六・四%となっている。

倉吉市は関金町と合併し五万八三〇人で八・六%、一二七・一五で七・八%となった。東伯郡の三朝町は七三一四人

で一・二％、一三三・四六で六・七％、東伯町と赤碓町の合併で誕生した琴浦町は一万九二七六人で三・二％、一三九・九二で四・〇％、羽合町と泊村と東郷町の合併で誕生した湯梨浜町は一万七六七〇人で三・〇％、七七・九五で二・二％、北條町と大栄町の合併で誕生した北栄町は一万六二〇八人で二・七％、五七・一五で一・六％となっている。

米子市は淀江町を取り込み人口一四万八九二五人で二五・一％、一三二・二二で三・八％となった。境港市は三万六一〇八人で六・一％、二八・七九で〇・八二％となっている。西伯郡で唯一合併しなかった日吉津村は三二四九人で〇・六％、四・一六で〇・一％となっている。西伯町と会見町の合併で誕生した南部町は一万一六八四人で二・〇％、一一四・〇三で三・三％となり、中山町と名和町と大山町が合併した大山町は一万七八二五人で三・〇％、一八九・七九で五・四％となり、西伯郡岸本町と日野郡溝口町の合併で誕生し西伯郡に属することになった伯耆町は一万一七四〇人で二・〇％、一三九・四五で四・〇％となった。合併しなかった日野郡の日南町は五四八九人で〇・九％、三四〇・八七で九・七％、日野町は三八〇九人で〇・六％、一三四・〇二で三・八％、江府町は三三六一人で〇・六％、一二四・六六で三・六％となっている。⁽⁴⁾

都道府県内の市町村数の実態は、一七九市町村を抱える北海道から一五市町村を抱える富山県までさまざまであり、平均は三六・六市町村となっている。鳥取県の一九市町村は、石川県や滋賀県や山口県とともに四〇位である。大分県が一八市町村で四四位であり、一七市町村の福井県と香川県が続いている。鳥取県より少ない市町村数の県は四県しか存在しない。ただし鳥取県より市町村数が少ない都道府県で、面積が鳥取県以下の県は香川県だけである。鳥取県より面積が小さい都道府県は上から佐賀県、神奈川県、沖縄県、東京都、大阪府、香川県の順であり、面積が小さく人口の多い都道府県ではあまり平成の大合併は進展していなかった。

市の数が最多なのは四〇市の埼玉県で、最少は四市の鳥取県である。鳥取県に次ぐのは島根県と徳島県と香川県であるがそれでも八市であり、鳥取県が極端に少ない。町の数が最多なのは一二九町の北海道であり、最少は三町の大分県である。ただし第二位が三二町の福島県であり、北海道を除く四六都府県の町の平均数は一三・六町であり、鳥取県の一四町はほぼ平均数といえる。村の数は最多の長野県の三五村からゼロの一三県までさまざまである。村が一つの府県は鳥取県をふくめて一〇の府県が存在し、日本のほぼ半数の府県が一村かゼロ村となっている。平均が四村であることから見て、鳥取県は村の数の少ない県ということになる。^⑤なお、鳥取県の市部には県人口の七割強が住んでいるが、これは人口の都市集中というよりも、合併の結果という側面が強い。

二 全国総合開発計画と鳥取県の三地域

鳥取県の人口は五九万四〇八一人で四七都道府県の中で最も少ない。四六位は人口七十一万人強の島根県であり、人口五十万人台の都道府県は鳥取県だけである。面積も前述のように約三五〇七平方キロメートルで全国四一位であり、小規模な都道府県の一つである。ただし人口密度は全国平均の三四三人の約半分の一六八・五五人であるが、全国で三七位であり、面積の割に人口が極端に少ないわけではない。^⑥

歴史からみると、鳥取県は旧因幡国と旧伯耆国の二国で誕生した。旧因幡国の圏域の面積は県内の四三・三％の一五一八・六七平方キロメートルであり、旧伯耆国は五六・七％の一九八八・五九平方キロメートルである。旧播磨国の圏域の人口は、県の総人口の約四〇・五％の二四万〇六〇三人であり、旧伯耆国は約五九・五％の三五万三四七八人である。人口も面積もほぼ四対六の割合になっている。それゆえ旧因幡国の区域は鳥取県の「東部地域」とされ、若

千広域で人口も多い旧伯耆国の区域は、鳥取県が縦長なこともあって、東部に隣接し鳥取県の総面積の二二・三%、人口の一八・七%占める旧東伯耆郡の区域は「中部地域」とよばれ、中部と鳥根県に隣接する残りの区域は「西部地域」とされる。鳥取県は、県の面積・人口ともほぼ四〇%ずつを占める「東部」と「西部」、その中間でほぼ二〇%を占める「中部」の三地域によって構成されているのである。

市町村合併が適切な規模の基礎自治体を創設するわけではない。まして、基礎自治体の適正規模の標準が存在するわけでもなく、地方公共団体の規模は地方自治に対する理念や社会的な状況などによって大きく異なる。昭和の大合併で創設された新しい市町村も、戦後復興策である社会的インフラストラクチャーの復興整備とその拡充策などによって、時代との齟齬をきたすようになっていった。鉄道網や道路網そして港湾や空港の復興整備と拡張などは、人々の日常生活や経済活動の領域を拡大させた。こうした生活空間の拡大とそれに対応したサービス等の提供のために、基礎自治体の多くは複数の一部事務組合などを組織し、広域的行政への対応をはかった。その結果、昭和四二年に二二〇二組合であった一部事務組合は、昭和四九年には三〇三九組合まで増加した。当時の三二五六市町村で一部事務組合構成団体数は二万五九八八市町村であり、一組合当たりの構成団体数は約八・六市町村であり、一つの市町村は平均八つの一部事務組合に加盟していた。

その後一部事務組合は減少し始め、平成二〇年には一四四九団体となり、一つの市区町村は平均六・三の一部事務組合等に参加している。^⑦一部事務組合の減少の主な原因として、市町村合併の進展と昭和四九年の複合一部事務組合制度の導入がある。郡は昭和二二年に六一二存在したが、平成一八年には四〇八、平成二三年には三七七まで減少している。昭和の大合併や平成の大合併の影響もあり、郡を単位あるいは郡を超えた広域的な市の形成や、郡の合併や

統合などによって郡そのものが減少していった。

戦後復興は三大都市圏の発展を促し、地域間格差を拡大していった。そこで、日本の地域間の均衡ある発展を基本目標として策定された、昭和三七年の「全国総合開発計画」（二全総）は、一五の新産業都市と六つの工業整備特別地域を設定し、この二地域を中心に地方圏の総合的な開発を実施することを目的とした政策を展開した。これが拠点開発方式である。その一つとして鳥取県と島根県をまたいで設定されたものが「中海新産業都市」である。

鳥取県側では米子市、境港市、西伯郡西伯町・会見町・岸本町・伯仙町・日吉津村・淀江町・大山町・名和町・中山町、日野郡溝口町が指定された。これは現在の米子市と境港市と大山町と南部町と伯耆町に相当する地域であり、日野郡に属していた溝口町が西伯郡の岸本町と合併して伯耆町となり伯耆郡の一部となった一因と考えられる。島根県側では松江市、出雲市、安来市、平田市、八束郡鹿島町・島根村・美保関町・東出雲町・玉湯町・宍道町・八束村・簸川郡斐川町・大社町が指定された。これは現在の松江市の一部、出雲市の一部、安来市の一部である。この計画が、中海を挟んだ鳥取県と島根県の産業発展などの関係の、戦後の方向性の礎となったことが理解できる。^⑧

交通通信網の発展整備は人々の行動範囲をさらに拡大させ、それに呼応する形で展開された政策の一つが昭和四四年の「新全国総合開発計画」（新全総）である。新全総において自治省（当時）は、人口集中地域である中心都市と過疎化がみられる周辺市町村の一体化した地域開発や行政施策の遂行の必要性などを前提に、三大都市圏を除く地域に広域市町村圏を設定した。全国の七〇九一万四三五六人が居住する二九三二市町村に三三八圏域が設定された。広域市町村圏一圏域の平均人口は二二万一千人で平均市町村数は九であった。一部事務組合における一組合の構成市町村数が八・六団体であり、一部事務組合の圏域と広域市町村圏の圏域にはある程度の類似性があることがうかがえる。^⑨

建設省（当時）は、単数もしくは複数の広域市町村圏を単位として「地方生活圏」を設定した。

昭和四八年のオイルショックとその後の低成長期への移行の影響を受けて、昭和五二年に閣議決定された「第三次全国総合開発計画」（三全総）は、中心政策の一つとして「モデル定住圏計画」を提示し、全国に四四の「モデル定住圏」を設定した。バブル期の昭和六二年に設定された「第四次全国総合開発計画」（四全総）は、総合保養地整備法と地方拠点都市整備法を制定し、全国に四二のリゾート地域と八一の地方拠点都市地域を設定した。ただし国土交通省は、平成一六年二月に四二の「リゾート基本計画」の廃止を含めた抜本的見直しを指示した。その結果一二の基本計画が廃止された。また平成二二年三月三二日をもって「広域市町村圏」と「ふるさと市町村圏」は廃止され、「定住自立圏」に移行することになった。¹⁰⁾

鳥取県の三地域には、昭和四四年に鳥取中部広域市町村圏、翌四五年に鳥取県東部広域市町村圏、四六年に鳥取県西部広域市町村圏が設置された。それらはすべて「地方生活圏」、「ふるさと市町村圏」（平成二二・二三年廃止）、「定住自立圏」（西部）だけは米子市と境港市のみ）の指定を受けている。ただし、鳥取中部が「モデル生活圏」と平成一九年に「特定地域経済活性化対策推進地域」に指定されたのに対して、鳥取県東部は平成五年に西部は平成六年に「地方拠点都市地域」に指定されている。また鳥取県西部を中心に平成三年に「ふるさと大山ふれあいリゾート構想」によるリゾート整備も実施されている。

このことから、鳥取中部は第一次産業を中心とした自然環境豊かな生活圏域と考えられ、他の二つの地域は産業の発展を前提に地域開発に向かうべき地域と考えられていることがわかる。ただし鳥取県東部は鳥取市を中心として一体化型の発展を目指すべき地域とされているのに対して、西部は内部の地域的特性によって異なった対応もみられ、

農山村としての存在を重視せざるを得ない地域と、島根県との関連を重視しながら発展していくことを目指している地域が併存している。

表2のように、鳥取県に現存する一部事務組合のうち、広域市町村圏設置以前から継続されているものは、昭和二九年設置の、鳥取県内の全町村を構成団体とする「鳥取県町村消防災害補償組合」、米子市と日吉津村を構成団体とする「米子市日吉津村中学校組合」、昭和三三年に設置された鳥取県と島根県が構成団体とする「境港管理組合」、昭和三六年の鳥取県内の全町村と四組合が構成団体となっている「鳥取県町村職員退職手当組合」、昭和四六年の南部町と伯耆町を構成団体とする「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」と日野町と江府町と日南町を構成団体とする「日野町江府町日南町衛生施設組合」である。これらを大別すると、鳥取県内の全市町村が構成団体となる資金管理に関する団体と、鳥取県と島根県によつて設立された組合以外は、すべて鳥取県西部に位置する市町村が関連する組合である。鳥取県西部地域内の特殊性がうかがえる。

ただし、鳥取県内に設置された一部事務組合はこれだけではなかった。三つの広域市町村圏の管理組合がすべて複合一部事務組合であることは、これらの地域を単位として、そこに存在していた複数の一部事務組合を解散して一つの複合一部組合を設置したことがわかる。広域市町村圏の設置は、複合一部事務組合の設置による一部事務組合の整理を目的の一つとしたものであり、鳥取県内の一部事務組合もそうした流れの中で整理されていったことがわかる。¹¹⁾

昭和四四年に設置された鳥取中部広域市町村圏には、昭和四六年に「中部市町村共同施設管理組合」（昭和五二年に「中部広域行政管理組合」に名称変更）が一部事務組合として設立された。この中部広域市町村圏は昭和五二年の「第三次全国総合開発計画」下で「モデル定住圏」とされ、平成元年には「ふるさと市町村圏」に指定され、平成一三年に

表2 鳥取県の一部事務組合

一部事務組合の名称	構成団体名	設立年月日	共同処理事務
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市、岩美郡・八頭郡の町	S46.12.20	地域拠点都市地域基本計画、ふるさと市町村圏計画、し尿処理、消防、不燃物処理、可燃物処理施設の建設、火葬場、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、障害認定審査、休日急患歯科診療業務運営、最終処分場跡地利用、汚泥運搬事務、県からの移譲事務【1】火薬類の消費等に係る許可【2】液化石油ガス設備工事届の受理)
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市、境港市、西伯郡、日野郡の町村	S 47. 6. 1	ふるさと市町村圏計画、不燃物処理、広域福祉センター、消防、視聴覚ライブラリー、病院群輪審制病院運営、広域観光、火葬場、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、障害認定審査、し尿処理、可燃物処理、県からの移譲事務【1】火薬類の消費等に係る許可【2】液化石油ガス設備工事等の受理)
八頭環境施設組合	鳥取市、八頭町、若桜町、智頭町	H13.4.1	ごみ処理
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	南部町、伯耆町	S 46. 4. 1	ごみ処理
日野町 江府町 日南町衛生施設組合	日野町、江府町、日南町	S46.10.20	し尿処理、ごみ処理
鳥取県町村消防災害補償組合	全町村	S 29.10. 1	消防団員及び水防団員に係る損害補償
鳥取県町村職員退職手当組合	全町村、鳥取中部ふるさと広域連合ほか4組合	S 36. 7. 8	退職手当
米子市日吉津村中学校組合	米子市、日吉津村	S29.10.20	中学校
玉井斎場管理組合	境港市、島根県松江市	H6.12.21	火葬場
日野病院組合	日野町、江府町、伯耆町	H 8. 3.21	病院
境港管理組合	鳥取県、島根県	S 33. 4. 1	境港の管理運営

鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を参照し作成した。

表3 鳥取県の広域連合

広域連合の名称	構成団体名	設立年月日	共同処理事務
鳥取中部ふるさと広域連合	倉吉市、東伯郡の町	H10.4.1	ふるさと市町村圏計画、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防、交通共済、固定資産評価審査、滞納整理、休日急患診療所、病院群輪審制病院運営、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、県からの移譲事務【1】火薬類の消費等に係る許可【2】液化石油ガス設備工事届の受理)
南部箕敷屋広域連合	南部町、伯耆町、日吉津村	H11.7.19	介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定に関するものを除く)老人保健福祉計画、県からの移譲事務(指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者の指定)
鳥取県後期高齢者医療広域連合	鳥取県内全市町村	H19.2.1	後期高齢者医療制度に係る、被保険者の資格管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務

鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を参照し作成した。

は「特定地域経済活性化対策推進地域」に指定（平成一六年に再指定）されている。圏域の事務の共同処理の主体は、平成一〇年に「鳥取中部ふるさと広域連合」に移行し、現在では、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防、交通災害共済、固定資産評価、滞納整理、休日診療所、介護認定審査事務、広域観光等の推進に関する共同処理事務、鳥取県からの権限移譲事務などを実施している。¹³

構成団体を現在の市町村で示すと、倉吉市と三朝町と琴浦町と湯梨浜町と北栄町の一市・四町であり、面積七八〇・六三平方キロメートル、人口二万二九八人であり、他に一部事務組合もなく、かなり一体化した形で行政サービスを提供している圏域であることがわかる。広域市町村圏の設置は、「おおむね人口一〇万人以上の規模を有することを標準とし、次の要件を具備した日常生活圏を形成し、また形成する可能性を有すると認められる地域について行う」ものとされている。中部広域市町村圏は人口からいえば、まさにこの最低条件を満たす圏域ということが出来る。合併は目指さずに「一部事務組合」から「広域連合」へと組織を改編したことは、今後の中部地域の協力関係の強化を目指した施策として評価できる。¹³

昭和四五年に、鳥取市と岩美郡全域と八頭郡全域と気高郡全域で設定されたものが、「鳥取県東部広域市町村圏」である。この圏域は平成五年に「鳥取県東部地方拠点都市地域」に指定され、翌年には「ふるさと市町村圏」となっている。圏域の運営主体は、昭和四六年に不燃物処理を目的として設置された「鳥取県東部広域行政管理組合」であり、現在は複合一部事務組合として、鳥取県東部地方拠点都市地域に関連事務、地域振興事業関連事務、し尿処理、消防、不燃物処理、可燃物処理、火葬場、介護関連事務、鳥取県からの権限移譲事務などを実施している。¹⁴

鳥取市の現在の人口は一九万五九七人ではあるが、平成一二年の国勢調査の数字を合併後にあてはめた場合には

二〇万七四四人であり、平成一七年一月一日の住民基本台帳による人口が二〇万二一五人であることから、人口二〇万人以上を条件とする特例市への移行の申請を行い、平成一七年一〇月一日に特例市への移行を実現させている。この結果、鳥取県の東部地域は特例市である鳥取市を中心に広域行政が展開される下地が形成されたことになる。ただし、鳥取市が名実ともに特例市であるためには、東部地域の一部との合併を模索する必要がある。⁽¹⁵⁾

昭和四六年に設置されたものが、米子市と境港市と西伯郡全域と日野郡全域で設定された「鳥取県西部広域市町村圏」である。現在の市町村名でいえば、米子市と境港市と南部町と大山町と伯耆町と日南町と日野町と江府町と日吉津村の二市・六町・一村で構成される圏域である。この運営主体が四七年に設置された「鳥取県西部広域行政管理組合」という一部事務組合である。ここでは広域市町村圏関連事務、不燃物処理、広域福祉センター、消防、病院、視聴覚ライブラリー、火葬場、介護関連事務、し尿処理、ごみ焼却、鳥取県からの権限移譲事務などを実施している。⁽¹⁶⁾ 圏域内の一部地域は平成三年に「リゾート地域」に指定され、圏域の他の一部地域は「中海圏域地方拠点都市地域」に指定されている。これらが西部圏域と一体化したものでないところに、西部地域の特性が認められる。

昭和四七年以降に設立された鳥取県内の一部事務組合は、平成六年の境港市と鳥根県松江市を構成団体とする「玉井斎場管理組合」、平成八年の日野町と江府町と伯耆町を構成団体とする「日野病院組合」、平成一三年の鳥取市と八頭町と若桜町と智頭町を構成団体とする「八頭環境施設組合」の三組合である。また表3のように鳥取県の広域連合は、平成一〇年四月一日「鳥取中部行政管理組合」を改組して設立された「鳥取中部ふるさと広域連合」、平成一一年七月一九日に設立された「南部箕蚊屋広域連合」、平成一九年二月一日に「鳥取県後期高齢者医療広域連合」の三つである。

この現存する一四の一部事務組合（二団体）と広域連合（三団体）のうち、鳥取県と島根県を構成単位とするものは一団体、鳥取県や県内全市町村を単位とするものが三団体、三地域をそれぞれ単位とするものが三団体、東部地域の一部を単位とするものが一団体、西部地域の一部を単位とするものが五団体、西部地域の一部と島根県の市町村を単位とするものが一団体となっている。東部は二団体、中部は一団体であるのに比べて西部は七団体であり、鳥取県と島根県で組織する「境港管理組合」も西部地域に関連する組合（団体）と考えると、西部地域は八団体となり地域の特殊性が認められる。鳥取県西部地区には、昭和三三年から鳥取県と島根県を構成団体とする「境港管理組合」が一部事務組合として設定されており、境港が両県にまたがる重要な経済施設であることがわかる。また境港市と島根県松江市を構成団体とする「玉井斎場管理組合」も一部事務組合として設定されており、境港市の経済圏域が鳥取県内だけにとどまっていないことを示している。¹⁷

第四次全国総合開発計画における「特定保養地域整備法」に基づいて形成された、「ふるさと大山ふれあいリゾート構想」の対象地域は、鳥取県西部全域と、合併前の町村名でいうと中部に位置する赤碕町・東伯町・大栄町・関金町である。そこでは「①大山を中心とする山、海其自然、温泉、文化・歴史等を生かした通年型の総合保養施設の形成と、②中国横断道等高速交通体系を生かした都市住民の保養地として整備し、地域と滞在者との交流関係を醸成するリゾートコミュニティの創生」¹⁸がうたわれている。中海圏域地方拠点都市地域は当初、米子市と境港市を中心に、西伯郡に位置する町村のうち西伯町、会見町、岸本町、淀江町で形成された。平成七年に大山町と日野郡の溝口町が追加指定された。平成の大合併の結果、地方拠点都市の圏域は米子市と境港市と西伯郡に位置する三町一村で構成されることになった。¹⁹

三 定住自立圏構想と鳥取県内三地域の特徴

市町村合併が地方行政に内在する問題を明確に解決できるわけではない。地方公共団体のあるべき面積や人口の標準は存在しない。身近な行政を考慮すれば基礎自治体は狭い範囲が理想となり、効率的な行政を考えた場合一定規模の確保が求められる。平成の大合併においても、積極的に大規模化を推進した地域から、合併を拒否し狭域的な町村の継続を望んだ地域までさまざまな対応がみられる。ここには地域のアイデンティティをどのような区域で考えるかという問題もみられる。一定の広域的なエリアを基準として内部で狭域的なエリアに配慮するか、狭域的なエリアを基準として一部事務組合や広域連合などの設置を通じて広域的なあるいは共同処理が求められる行政に対応するかが問題となる。

市を単位として考えた場合、鳥取県には表4のように二つの市に地域審議会が設置されている。鳥取市は合併した旧国府町、旧福部村、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧気高町、旧鹿野町、旧青谷町を単位に、それぞれ旧町村の名称を付けた地域審議会を設置した。米子市でも合併した旧淀江市を区域とする米子市淀江地区審議会を設置した。中部は広域連合の組織や機構の改定等を通じて、圏域としてのアイデンティティの確立に努めるとともに、合併以前の町村や集落のアイデンティティの確保を図る必要がある。

平成の大合併の結果を受け、合併をしなかった地域や不十分な合併しかなかった地域、合併した新たな広域型市町村の内部関係の整理、あるいは単純に新たな広域行政の推進などを目的として、総務省が設定したものが定住自立圏である。そのモデルが昭和の大合併後に設定された広域市町村圏や大都市周辺地域広域行政圏と考えられる

表4 鳥取県内の地域審議会（平成23年4月1日現在）

市町村名	合併方式	合併期日	旧市町村名	地域審議会の名称	人口	人口の割合	面積	面積の割合
鳥取市	編入合併	H16.11.1.	鳥取市	設置せず	148,824	76.2%	237.2	31.0%
			国府町	国府地域審議会	8,735	4.5%	93.4	12.2%
			福部村	福部地域審議会	3,234	1.7%	34.9	4.6%
			河原町	河原地域審議会	7,702	3.9%	83.6	10.9%
			用瀬町	用瀬地域審議会	3,855	2.0%	81.6	10.7%
			佐治村	佐治地域審議会	2,391	1.2%	79.9	10.4%
			気高町	気高地域審議会	9,272	4.8%	34.3	4.5%
			鹿野町	鹿野地域審議会	4,205	2.2%	52.8	6.9%
			青谷町	青谷地域審議会	7,106	3.6%	67.9	8.9%
				地域審議会の合計	46,500	23.8%	528.4	69.0%
米子市	新設	H17.3.31.	米子市	設置せず	139,585	93.8%	106.41	80.0%
			淀江町	米子市淀江地域審議会	9,304	7.2%	25.8	20.0%

註1 鳥取市の人口は「鳥取市公式ウェブサイト」「町別世帯数・人口平成23年4月30日現在の住民登録」を参照した。

米子市の人口は「米子市町別人口世帯数統計表平成23年7月1日現在を参照した。

鳥取市の合併前町村の面積は「wikipedia」の各町村項目を参照し整理した。

が、平成の大合併終了後、総務省は「定住自立圏構想の推進にあたって、『広域行政圏計画策定要綱』と『ふるさと市町村圏推進要綱』を、平成二二年三月三十一日をもって廃止する旨の総務省事務次官通知」を、各都道府県知事と各指定都市市長へ送付し、昭和の大合併とその後の広域的行政制度からの転換を強調している。²⁰⁾

平成二二年四月一日に施行された定住自立圏は、総務省が平成二〇年一月二十六日に公表した「定住自立圏構想推進要綱」によってスタートした。定住自立圏の要件は、①定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び周辺にある市町村（以下「周辺市町村」という。）の区域の全部、または②定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部のいずれかである。特に②は広域的な市町村の合併を経た市に関する特例であり、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域として設定されるものである。それゆえ定住自立圏は、中心市と周辺市町村の一对一の協定締結の積み重ねることによって形成され

表5 定住自立圏の実態（平成23年3月31日現在）

	数	中心市	圏域数	条件等
中心市	243			人口：5万人程度（少なくとも4万人以上）、中夜間人口比率：1以上
中心市宣言都市	69		66	複眼型中心市が重複
定住自立圏の圏域	54		54	共生ビジョン・形成協定締結等（56市・54圏域）（延べ216団体）
県境型圏域	4	松江市・米子市、備前市、中津市、都城市	4	松江市・米子市は複眼型中心市圏域でもある
複眼型中心市圏域	3	松江市・米子市、四万十市・宿毛市、名寄市・土別市（予定）	2	名寄市・土別市は中心市宣言のみ
合併1市圏域	17	由利本荘市、大館市、横手市、伊勢崎市、旭市、西尾市、浜田市、出雲市、山口市、下関市、今治市、八女市、唐津市、五島市、山鹿市、薩摩川内市、宮古島市	17	政策分野別の取り組み状況 市町村間の役割分担による生活機能の強化 医療53圏域、福祉36圏域、教育43圏域、産業振興49圏域、環境15圏域 市町村間の結びつきやネットワークの強化 地域公共交通47圏域、ICTインフラ整備・利活用28圏域、交通インフラ整備30圏域、治山致傷30圏域、交流移住40圏域 圏域マネジメント能力の強化 合同研修・人事交流43圏域、外部専門家の招へい19圏域
一般型圏域	31		31	
共生ビジョン策定済み	48			
形成協定締結・形成方針策定	8			
中心市宣言のみ実施済み	13			

註1 松江市・米子市は県境型で複眼型という特殊な形態を有する圏域であることがわかる。

註2 総務省「全国の定住自立圏の取り組み状況について」を参照して整理した。

ただし、愛知県西尾市は4月1日に合併し、一般型から合併1市圏域型への移行手続き中のため、この表では合併1市圏域型とした。

る圏域のことであり、そこでは、「集約とネットワーク」による中心市への圏域全体に必要な都市機能の集約的な整備し、周辺市町村に必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を通じて、分権型社会にふさわしい安定した社会空間の地方圏への創出を目的としているものである²¹。

中心市は「生活に必要な都市機能の一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であり、圏域全体のマネジメントを担う都市」とされている。中心市の原則は人口5万人程度以上であるが、少なくとも四万人超が理想とされ、例外として、隣接する二つの市の人口の合計が四万人を超えるときは二つの市を合わせて一つの中心市とみなすこととなっている。後者を複眼型という。また昼夜間人口比も一以上であることも求められている。また単独の定住自立圏では地域活性化の推進が困難な場合

表6 定住自立圏の現状

標準タイプ(県境型・複眼型を含む)の定住自立圏				合併1市圏城型の定住自立圏			
圏域名(中心市)	構成市町村数	人口	面積	対象市	合併前の市町村数	人口	面積
北しりべし(小樽市)	1市4町1村	177,053	1,348.56	大館市	1市2町	82,504	913.7
釧路(釧路市)	1市4町1村	243,932	4,123.41	由利本荘市	1市7町	89,555	(最大)1,209.08
西いぶり(室蘭市)	3市3町	208,160	1,356.16	横手市	1市5町2村	103,625	693.04
上川中部(旭川市)	1市7町	399,888	2,793.93	伊勢崎市	1市2町1村	202,447	139.33
宗谷(稚内市)	1市8町1村	78,452	(最大)4,625.09	旭市	1市3町	70,643	(最小)129.91
網走市大空町(網走市)	1市1町	(最少)50,347	814.62	西尾市	1市3町	163,232	160.34
八戸圏域(八戸市)	1市6町1村	348,205	1,328.50	浜田市	1市3町1村	63,046	689.6
石巻圏域(石巻市)	2市1町	221,282	723.43	出雲市	2市4町	146,307	543.48
大崎(大崎市)	1市4町	218,298	1,523.95	山口市	1市5町	199,297	1,023.31
湯沢雄勝地域(湯沢市)	1市2町	76,737	1,225.04	下関市	1市4町	(最多)290,693	716.14
南相馬市・飯館村(南相馬市)	1市1村	79,559	628.63	今治市	1市10町1村	173,983	419.85
ちちぶ(秩父市)	1市4町	114,596	892.5	八女市	1市2町2村	73,262	482.53
本庄地域(本庄市)	1市3町	57,880	199.82	唐津市	1市6町2村	131,116	487.48
長岡地域(長岡市)	3市1町	376,416	1,168.37	五島市	1市5町	(最少)44,765	420.81
南信州(飯田市)	(最多)1市3町10村	175,523	1,904.09	山鹿市	1市4町	57,726	296.67
みのかも(美濃加茂市)	1市4町	82,103	236.17	薩摩川内市	1市4町4村	102,370	683.5
刈谷(刈谷市)	3市1町	297,616	(最小)110.87	宮古島市	1市3町1村	53,493	204.57
旧員弁郡(いなべ市)	1市1町	72,343	242.24	小計	18市72町14村	2,048,064	9213.34
湖東(彦根市)	1市4町	153,174	392.16	平均	1市4.2町1村	120,474.35	541.96
北はりま(西脇市)	1市1町	68,257	317.62				
鳥取・因幡(鳥取市)	1市4町	247,469	1,518.67				
鳥取県中部(倉吉市)	1市4町	113,177	780.61				
中海圏域(米子市・松江市)	4市(複眼県境型)	440,678	1,154.89				
東備西播(備前市)	2市1町(県境型)	109,638	535.39				
徳島東部地域(徳島市)	2市9町1村	449,555	770.51				
阿南市・1市2町	1市2町	74,346	1,115.18				
瀬戸・高松広域(高松市)	1市5町	(最多)509,749	744.82				
幡多地域(四万十市・宿毛市)	3市2町1村(複眼型)	101,277	1,561.95				
高知中央広域(高知市)	4市	463,546	1,099.30				
久留米広域(久留米市)	4市2町	465,712	467.78				
有明圏域(大牟田市)	3市	249,001	263.55				
伊万里・有田地区(伊万里市)	1市1町	79,760	320.82				
九州周防灘地域(中津市)	4市2町(県境型)	227,404	1,429.83				
都城広域(都城市)	3市1町(県境型)	272,557	1,443.72				
延岡圏域(延岡市【日向圏域を含む】)	2市5町2村(圏域重複型)	255,036	3,183.87				
日向圏域(日向市【延岡圏域内】)	1市2町2村(圏域重複型)	95,233	1,629.28				
大隅(鹿屋市)	3市5町	220,550	1,713.78				
合計	67市107町20村	7,874,509	45,689.11				
平均	1.8市2.9町0.5村	212,824.57	1,234.84				

定住自立圏全城		
タイプ	人口	面積
一般型	7,874,509	45,689.11
合併1市圏城型	2,048,064	9,213.34
総計	9,922,573	54,902.45
平均	183,751.35	1,016.71

注1 定住自立圏の名称が不明確なところは中心市の名称を用いた。
 注2 定住自立圏の現状と人口は総務省「全国の定住自立圏の取組状況について」(平成23年3月31日現在)を参照した。なお愛知県西尾市は平成23年4月1日幡豆郡3町を編入合併したので合併1市圏城型に入れた。また中海圏域の松江市と東出雲町は平成23年8月1日に合併したので4市とした。
 注3 面積は「データと雑学で学ぼう 都道府県市町村」の「都道府県プロフィール」(<http://aab.jp/>)を参照した。
 注4 延岡圏域内部に設置されている日向圏域定住自立圏も独立した圏域としたので、面積はその分増加している。

表7 鳥取県（一部鳥根県を含む）の定住自立圏の現状

鳥取・因幡定住自立圏		人口	人口比	面積	面積比
中心市	鳥取市	195,957	81.4%	765.66	50.4%
周辺市町村	岩美町	12,922	5.4%	122.38	8.1%
	若桜町	4,072	1.7%	199.31	13.1%
	智頭町	8,266	3.4%	224.61	14.8%
	八頭町	19,386	8.1%	206.71	13.6%
計		240,603		1518.67	
鳥取県中部定住自立圏		人口	人口比	面積	面積比
中心市	倉吉市	50,830	45.7%	272.15	34.9%
周辺市町村	三朝町	7,314	6.6%	233.46	29.9%
	湯梨浜町	17,670	15.9%	77.95	10.0%
	琴浦町	19,276	17.3%	139.92	17.9%
	北栄町	16,208	14.6%	57.15	7.3%
計		111,298		780.63	
中海圏定住自立圏		人口	人口比	面積	面積比
中心市	米子市	148,915	33.9%	132.21	11.4%
周辺市町村	境港市	36,108	8.2%	28.79	2.5%
(鳥取側計)	小計	185,023	42.1%	161	13.9%
鳥根県側	松江市・安来市	254,635	57.9%	993.89	86.1%
	計	439,658		1154.89	

注1 人口は総務省「全国の定住自立圏の取り組み状況」参照

注2 面積は「市区町村プロフィール」鳥取県参照

表8 【参考】鳥取県西部広域行政管理組合の現状

市/郡	市町村名	人口	人口比	面積	面積比
市部	米子市	148,915	61.5%	132.21	10.9%
	境港市	36,108	14.9%	28.79	2.4%
西伯郡	大山町	17,825	7.4%	189.79	15.7%
	南部町	11,684	4.8%	114.03	9.4%
	日吉津村	3,249	1.3%	4.16	0.3%
西伯郡/日野郡	伯耆町	11,740	4.8%	139.45	11.5%
日野郡	江府町	3,361	1.4%	124.66	10.3%
	日野町	3,809	1.6%	134.02	11.1%
	日南町	5,489	2.3%	340.87	28.2%
計		242,180		1207.98	

注 町村の人口と面積は「市区町村プロフィール」鳥取県参照

が考えられることから、定住自立圏には複数の定住自立圏の広域的連携が求められている。それゆえ定住自立圏には、中心市と周辺市町村が、自らの意思で一对一の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域であることが望まれている⁽²²⁾。

定住自立圏は先行団体として二二圏域が設定された。中心市の要件を満たすものは二四三市とされているが、表5のように実際に中心都市宣言をした市は六九団体である。その中で実際に定住自立圏共生ビジョン策定を終えた市は四八団体・定住自立圏形成協定締結または定住自立圏形成方針策定までを終えた市は八団

体、中心市宣言のみ実施団体が二三団体となっている。ただし、明確に定住自立圏に取り組んでいる中心市は六六団体である。それは複眼型中心市圏域が二圏域存在するためである。それゆえ実際の定住自立圏の圏域は五四である。また県境型圏域が四圏域、合併一市圏域が一七存在する。その詳細は表6のとおりである。

鳥取県には表7のように三つの定住自立圏が設定されている。鳥取県では平成二十二年三月九日に倉吉市が、四月三十日に米子市が島根県松江市と一緒に、六月五日に鳥取市が中心市宣言を行っている。倉吉市と三朝町、琴浦町、湯梨浜町、北栄町から構成された、いわゆる鳥取中部ふるさと市町村圏を区域とする、「鳥取県中部定住自立圏」は、最初の二二圏域の一つであり、まさに日本の草分けの一つの定住自立圏である。ここでは福祉や教育や産業振興、広域観光の推進などが生活機能の強化にかかわる政策分野のテーマとして掲げられている。鳥取市と岩美町、智頭町、若桜町、八頭町から構成された、いわゆる鳥取東部ふるさと市町村圏を区域とする「鳥取・因幡定住自立圏」は、倉吉市を中心市とする定住自立圏と同様に、県内を三つに区分する圏域の一つを対象としたものである。ここでは、医療や産業振興や環境などを生活機能の強化にかかわる政策分野のテーマとして掲げられている。

第三のものは「中海地域定住自立圏」である。これは米子市と松江市を中心市とし、境港市と安来市と東出雲町の四市・一町で構成する、全国に二つしかない複眼型定住自立圏の一つであり、かつ県境を越えて圏域が設定されている全国に四つしかない県境型圏域の定住自立圏の一つである。すなわち全国唯一の複眼型で県境型の定住自立圏である。鳥取県の視点からいえば米子市を中心市として境港市と構成する、島根県の視点からいえば松江市を中心市として安来市と構成する定住自立圏である。米子市の人口は一四万九五八四人で面積は二三・二二平方キロメートル、境港市は三万六四五九人で二八・七九平方キロメートル、松江市は一六万四八九一で二六・四〇二、安来市は三万五二〇

人で一二〇・七八である。松江市と東出雲町は平成二三年八月一日に合併したので、八月一日以降は四市構成となった。全体の人口は三万八千四百九十九人で、面積は五四五・八平方キロメートルとなっている。人口はほぼ半分であるが、面積は鳥取県が三割、島根県が七割という構成になっている。²³⁾

この前提となったものが前述の一全総による「中海新産業都市」である。四全総においては、「地方拠点都市地域」が中海新産業都市を区分するような形で鳥取県に「中海圏域地方拠点都市地域」が、島根県には当初「出雲地方拠点都市地域」が、後にそれを拡大して「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」が設定されている。現在の松江市、出雲市、安来市、雲南市、飯南町、斐川町（平成二三年一〇月一日出雲市と合併の予定）から構成される地域である。そこには新事業創出促進法（旧テクノポリス法）で「宍道湖中海周辺地域高度技術工業集積地域」が設定されているが、この圏域は現在の松江市と合併前の安来市、出雲市、平田市、斐川町、大社町、大東町、加茂町、八雲村からなり、「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」の一部から形成されている。

「中海圏域定住自立圏」の前身となったものが「中海市長会」であり、平成一九年七月に米子市、松江市、境港市、安来市で発足した。その後平成二〇年七月に東出雲町がオブザーバー参加した。平成二〇年一〇月に四市・一町による定住自立圏構想先行実施団体に決定され、平成二二年四月には米子市と松江市が定住自立圏構想の共同宣言を行い、一〇月には四市・一町で定住自立圏形成協定を締結、二二年三月には「中海圏域定住自立圏共生ビジョン」と「中海圏域振興ビジョン」を作成した。圏域の第一の特徴として、ラムサール条約登録湿地である「中海・宍道湖」があり、豊かな自然と歴史文化の里であり、西日本のゲートウェイとしての高い潜在力が強調されている。生活機能の強化に係る政策分野として、医療、福祉、教育、産業振興その他がうたわれている。東出雲町の松江市との合併により四市

となった。²⁴⁾

このように、鳥取県西部は中海を挟んで島根県との関係性が強い。「中海地域定住自立圏」を見れば圏域は狭いが、「中海新産業都市」や中海を挟んだ二つの「地方拠点都市地域」から見れば、かなり広範な圏域となる。境港を中心とした漁業や、周辺の工業地域、さらに大山から中海や宍道湖をへて出雲へ至る広範な圏域ということもできる。「鳥取県西部」はこうした視点に立った広域的な行政を展開していく必要がある。

ただし、表8からもわかるように、鳥取県の西部地域は若干複雑な地域構造を有していることから、別に考えてみる必要がある。地域的特性に応じた活動を考えた場合、旧来の郡を単位とした相互協力と広域行政への対応も重視していかざるをえない。前述のように、西伯郡の町村部では、南部町と伯耆町と日吉津村で構成する南部箕蚊屋広域連合や南部町と伯耆町による清掃施設管理組合、米子市と日吉津村の中学校組合、日野郡では構成三町による衛生施設組合があり、両郡をまたぐ形で、日野町、江府町、伯耆町による日野病院組合があるが、大山町を含んだ一部事務組合や広域連合は存在しない。今後、大山町を含んだ広域行政を確立していくことも考える必要があると思われる。

また表9のように、鳥取県の一一の構造改革特区のうち、平成一八年の第一〇回の認定回で設置された「鳥取県西部地区福祉輸送特区」は、鳥取県内で唯一複数の市町村すなわち西部地域を構成団体とする特区であった。この特区政策は規制緩和の全国展開によって平成一九年に取り消されてはいるが、鳥取県西部地域では圏域の一体的な行政サービスの展開が試みられていることを伝えている。

米子市と境港市と西伯郡に属する南部町、大山町、伯耆町、日吉津村と、日野郡に属する日南町、日野町、江府町

表9 鳥取県の構造改革特区

政策主体	特区の名称	認定年月日	認定回	備考
伯耆町	ほうき農村交流どぶろく特区	H21.7.17	第20回	
鳥取市	鳥取市保育所臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区	H19.3.30	第13回	
鳥取県	鳥取県温泉熱利用発電研究開発特区	H18.7.3	第11回	
智頭町	はぐくみ給食再生特区	H17.7.19	第8回	
湯梨浜町(旧羽合町)	保育の充実による若者支援特区	H15.11.28 (H16.6.21)	第3回 (変更5回)	
鳥取市	「地域に生きる活力ある学校づくり」鳥取市湖南小中一貫教育特区	H19.11.22	第15回	(H20.7.9取消) 規制緩和の全国展開による
米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町	鳥取県西部地域福祉輸送特区	H18.3.31	第10回	(H19.3.30取消) 規制緩和の全国展開による
鳥取県	イノシシわな猟免許取得促進特区	H17.7.19	第8回	(H19.7.4取消) 規制緩和の全国展開による
鳥取市	鳥取砂丘観光特区	H17.7.19	第8回	(H18.7.3取消) 規制緩和の全国展開による
江府町	江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区	H16.6.21	第5回	(H17.11.22取消) 規制緩和の全国展開による
米子市	早期幼児教育特区	H15.8.29	第2回	(H20.7.9取消) 規制緩和の全国展開による

構造改革特区/企画課/とりネット/鳥取県公式サイト (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146563>) を参照して作成した。

の二市・六町・一村で構成される西部地域は、他の二つの一市・四町村から構成される地域とは若干性格を異にする圏域といえる。日本海を前にしながら中海を鳥根県の二市一町（松江市、安来市、東出雲町）と囲んでおり、特殊な利害関係を共存させている。さらに、米子市に隣接する西伯郡に属する南部町、大山町、伯耆町、日吉津村は米子市とのつながりが強い。反面、日野郡に属する日南町、日野町、江府町は人口密度の低い典型的な山間部の農村地域という共通性を有する圏域であって、それぞれの特性を生かした広域行政の展開が望まれている地域といえる。

米子市は人口密度が高い。西伯郡で唯一合併しなかった日吉津村は村全体が日本海と米子市に取り囲まれており、人口密度の高さは米子市のベッドタウンとなっていることを示している。

西伯郡では合併が進んだが、日野郡では溝口町が西伯郡の岸本町と合併して西伯郡に属することになった伯耆町の誕生以外は見られない。合併しなかった日野郡の日南町と日野町と江府町は典型的な農村型の集落を単位とする地方公共団体である。また県の北西で鳥根県と接する境港市の人口は三万六一〇八人で昭和の大合併のときの市町村合併の特例（人口要因が五万人から三万人に減少された）で市となったことがわかる。県西部地域の複雑な関係がここから読み取ることができる。

四 中国地方や関西広域連合と鳥取県の今後

鳥取県は道州制案を見ると「中国州」あるいは「中国・四国州」に含まれる。民主党の「マニフェスト」に「道州制」の言葉がなかったことから、道州制確立に向けた日本各地の地方公共団体の歩みは明確なものにはなっていない。東日本大震災は広域的な連携の必要性を認識させたことは事実であるが、その主体として「道州」の確立に向けた動きが明確になっていないとはいえない。近隣の都道府県相互の協力関係の確立と、大規模災害を視野に入れた遠隔地同志の地方公共団体の協力関係の確立の動きなどのほうが進展しているといえるような傾向がみられる。そうした中で道州制とは異なった視点で平成二二年一月一日に設立されたものが「関西広域連合」である。

「関西広域連合」と「関西州」ではその性格が大きく異なる。道州制が都府県統合を前提として国からの権限移譲を受けるものであることから、多くの府県で県庁所在地一極集中化傾向がみられることからみて、関西州の州都（例えば大阪）の一局集中となる可能性も考えられる。それゆえ構成各府県と政令指定都市の主体性を維持しながら必要な広域行政の実施主体、すなわち国から出先機関を中心として実施されている権限の受け皿機関として「関西広域連

合」は設立された。ただし関西圏にある二府四県のうち奈良県は参加せず、四つの政令指定都市も参加しなかった。代わりに徳島県と鳥取県が参加する形で「関西広域連合は設立された。その結果「関西広域連合」の構成府県は、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県の二府・五県の七府県となった。

関西広域連合の設立の狙いは以下の三点である。その第一が「分権型社会の実現へ！」であり、それは「中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域的な自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、関西が全国に先駆けて立ち上げ、地方分権の突破口を開きます」と説明されている。第二は「関西全体の広域行政を担う責任主体！」で、その目的は「東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急体制の確保をはじめ、将来的には関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、関西が一丸となって広域行政を展開します」と説明されている。第三が「国の出先機関の仕事の受け皿づくり！」であり、その実現のためには「各団体の個性や資源を有効に活用するとともに、出先機関を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政を解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指します」と説明²⁵されている。

「関西広域連合」は、当初は、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、資格試験・免許等、職員研修の七分野からスタートし、「成長する広域連合」として、将来的には、港湾の一体的な管理や国道・河川の一体的な計画・整備・管理等を目指し、あわせて、国の出先機関の受け皿として、国からの事務、権限移譲の早急な実現を目指している。そうした中で、奈良県は、県独自に受けるべき権限移譲を広域連合が受けることを問題として参加を見合わせたのである。徳島県は関西圏との距離的あるいは地理的な関係の強さを考慮し、資格試験・免許以外の六項目に参加し

ている。鳥取県は観光・文化振興と医療の二分野のみに参加した。なお、鳥取県と愛媛県の間では危機事象発生時に
おける「相互応援協定」を締結している。²⁶

鳥取県での聞き取り調査の中で、本来は関西圏の府県を対象に設立されるべき「関西広域連合」に鳥取県が参加したのは、鳥取市を中心とした「鳥取・因幡定住自立圏」の都合があるとの指摘をうけた。中国地方を平行に走る、山陰自動車道と中国縦貫自動車道と山陽自動車道という高速自動車道から、鳥取市へは中国横断道姫路鳥取線が、山陽自動車道からは播磨ICで、中国縦貫自動車道からは佐用ICで接続している。鉄道では鳥取市は山陽本線で京都・大阪と直結しており、鳥取県東部地域を対象とした場合には、因美線から姫新線を經由して関西圏へ行くことも、智頭鉄道経由を經由して関西圏や東京へ行くことも可能である。智頭鉄道のキャンペーンも売り上げも関西圏との関連性の強さを強調しており、鳥取県東部は関西圏との関連性が強い。鳥取市を中心に関西広域連合へ参加した理由の一つにこの経済圏のつながりがあることは疑いない。²⁷

鳥取県西部は島根県との関係が強いことは前述のとおりである。「中海圏域定住自立圏」はそのシンボルといえる。米子市は岡山や倉敷を經由して山陽自動車道とつながり、落合JCT等を通じて中国縦貫自動車道とつながっている。鉄道では伯備線で倉敷と接続している。観光は大山から境港を經由し中海を挟んで出雲方面とつながり、島根県との結びつきが強い。中国州が設置された場合、州都は岡山市か広島市となる可能性が高く、瀬戸内を中心にした政策が中心となる可能性が高い。かつて日本海側は裏日本とよばれ、発展する太平洋や瀬戸内海に面した表日本と対比されてきた。日本海側の繁栄を考えれば、中海圏域定住自立圏を中心とした地域発展策の推進が必要となる。

中海圏域定住自立圏の人口は三八万一四五九人、面積は五四五・八平方キロメートルであるが、中海をまたいで設

定されていた二つの旧地方拠点都市地域を対象にすれば、鳥取県側の「中海圏域地方拠点都市地域」が、人口二二万九五二一人、面積六〇・八・四三であり、島根県側の「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」が、人口四七万二七〇八人、面積二四一・四・三二であり、合計人口七〇万二二二九人、合計面積三〇二・二・六五平方キロメートルとなり、政令指定都市ともなりうるかなり大きな圏域ということになる。鳥取県側を鳥取中部地域とした場合には、人口で一万二六五九人、面積で五九・五五平方キロメートルが加わることになる。中国地方の日本海側の拠点となるべき力を備えた地域ということになる。

このように鳥取県においては、関西圏とのつながりの中で地域発展を模索している鳥取市や鳥取県東部地域と、島根県との相互協力の協力によつて地域活性化を模索している米子市や鳥取県西部地域では、向いている方向が異なつていふと言わざるを得ない。そうしたはざまにあつて倉吉市を中心とした中部地方は、田園都市としての落ち着きのある発展を模索していくことが必要となる。こうした流れを見ると、鳥取県は三つの定住自立圏を中心に、各地域がそれぞれ影響を受ける地域との連携の中で地域おこしを行いつつ、圏域全体の発展を考察していく必要がある。

鳥取県には第三種空港である鳥取空港と、共用空港である美保（米子・米子鬼太郎）空港という二つの空港がある。近隣では兵庫県には第三種空港である神戸空港と公共用飛行場である但馬空港、島根県には第三種空港である出雲空港と石見空港が、岡山県にも第三種空港である岡山空港がある。鳥取県内に限つても鳥取空港と美保（米子）空港をとおして、鳥取市を中心とする鳥取県東部と米子市や境港市を中心とする鳥取県西部が、空港で日本の主要都市とながることで集客競争をおこなつている。飛行場を核とした広域的交流による関西圏と中国地方への集客、中国地方の特に日本海側を中心とした集客に努力することも必要である。その時にも鳥取県東部と鳥取県西部では若干方向性

への異なりもみられる。

「鳥取県の将来ビジョン」の中の「鳥取県はどこに活路を見出すか」には、「北東アジアへの窓口」、近畿圏域とつながる「ほか四つのビジョンが示されている。『北東アジアへの窓口』では、『環日本海をはじめとする『大交流新時代』へ踏み出し、本県が、人・物の西日本における、北東アジア地域への窓口となることを目指します』とのスローガンのもと、米子空港と韓国・仁川空港との間の定期便を利用した空の「北東アジアゲートウェイ構想」と、境港と東海そしてウラジオストクへの定期貨客を利用した海の「北東アジアゲートウェイ構想」が掲げられている。また「近畿圏とつながる」では「中国地方の一員であることに加え、グレーター近畿（京阪神を中核とした広域的経済圏域）の一員として地域間連携を進め、販路拡大、情報発信強化などに打って出る取り組みを推進します」というスローガンで、鳥取県と近畿圏域との関連性強化の重要性を強調している。²⁸

鳥取県はまさに鳥取市と米子市という二眼を軸にした県ということができる。両者は東部と西部の中心都市でもあり、両者がいかにして県全体の発展を、倉吉市を中心とする中部地域にも配慮しながら行っていくかが、今後の課題といえよう。

註

(1) 鳥取県の位置については、鳥取県企画統計課編『平成20・21年鳥取県統計年鑑』（平成22年刊）鳥取県の「2 位置」を参照し整理した。

(2) 鳥取県の歴史と市町村の変遷については、鳥取県企画統計課編『鳥取県勢要覧』（平成二三年度版）鳥取県、鳥取県企画統計課編『平成20・21年鳥取県統計年鑑』（平成22年刊）鳥取県、市区町村変遷履歴情報・市制町村制施行時の情報【鳥取県】

(http://uub.jp/upd/s_tottori.html) 等を中心に整理した。なお、市町村数の統計は五年おきとなっているため、実際の合併年度や合併数は正確ではない。以下、同一項目についてはこれらの資料を参照した。

(3) 鳥取県の平成二二年の国勢調査における各市町村の人口は、『平成15・16年鳥取県統計年鑑』(平成17年刊)の「付録1 市町村制一覽」を参照した。

(4) 鳥取県の面積は鳥取県企画統計課編『鳥取県勢要覽』(平成二二年度版) 鳥取県を参照して整理した。

(5) 鳥取県の平成の大合併の結果については、鳥取県自治振興課鳥取県内の市町村合併の状況(平成一七年一〇月一日)の中の「鳥取県内の市町村合併の状況」と「鳥取県内の市町村合併前の状況」(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=12516>) を参照して整理した。

(6) 鳥取県の市町村数と他の都道府県との比較は「都道府県市町村」のなかの「都道府県プロフィール」(<http://arc.uub.jp/arc/>) 等を参照して整理した。

(7) 一部事務組合に関しては、「暮らしと政治」編集部編『新地方自治ハンドブック：制度編』伯林書房一九九一年や総務省編『地方財政白書』(平成二二年版) 等を参照して整理した。

(8) 中海新産業都市の区域に関しては「新産業都市と工業整備特別地域」(<http://www.nishnet.ne.jp/~andou/zensou/lsangyou.htm>) を参照した。

(9) 広域市町村圏に関しては、自治省行政局振興課監修『平成6年度改正 広域行政圏要覽』第一法規、平成七年を参照した。以下同じ。

(10) 平成20年12月26日付け総行応第39号、総務事務次官から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知「定任自立圏構想推進要綱について」内の「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」の廃止に関する事務次官通達、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>) を参照した。

(11) たとえば鳥取中部では昭和四六年一〇月に『倉吉市以外9か町村衛生管理組合』、『倉吉市外9か町村ごみ処理場管理組合』、『倉吉市外9か町村畜産物処理流通改善施設管理組合』を解散し、同年一月に

鳥取県の平成の大合併の経過とその後(山田)

『中部市町村共同処理管理組合』を設立している。他の組合も同様の措置をとっている。鳥取中部に関しては「鳥取中部ふるさと広域連合」のホームページ (<http://www.chubu-furusato-tottori.jp>) を参照して整理した。

(12) 「鳥取中部ふるさと広域連合」ホームページ参照。

(13) 広域市町村圏に関しては平成一四年四月二六日の総務事務次官通達の「広域行政圏計画策定要綱」(www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.htm) を参照した。なお「広域行政圏施策の概要」によれば、平成二〇年四月一日現在の広域行政圏は三五九圏で構成市町村数は一七〇二となっており、全市町村の九五・一％が参加している。人口は約九千万人で全人口の七七・六％、面積は約三六万平方キロメートルで全体の九七・一％となっている。広域市町村圏は三三四圏域で一圏域四・五市町村となっている。平均人口約二〇万人で平均面積は一〇四九平方キロメートルであり、鳥取県中部地域は五市町村で構成されている点では平均的であるが、人口と面積では若干小さな広域市町村圏といえる。平均規模に類似しているのは鳥取県東部地域であり、西部地域は市町村の数からみて、若干全国平均とは異なった地域形態を有していることがわかる。

なお、総務省自治行政局市町村体制整備課の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ(平成二二年七月一日現在)」によれば、「二部事務組合は、構成団体数が二団体のものが最も多く(三七・三％)、次いで三団体のもの(二二・九％)、四団体のもの(一一・九％)となっており、併せて全体の七割を超えている」と報告されていることは平成の大合併の進捗状況を示すものである。

(14) 鳥取県東部行政管理組合「麒麟の王国」(<http://www.east.tottori.tottori.jp>) を参照して整理した。

(15) 鳥取市の特例市以降に関しては、鳥取市総務課行政係が平成一七年二月四日に発表した資料である「特例市への移行について」(www.city.tottori.lg.jp) を参照して整理した。

(16) 「鳥取県西部広域行政管理組合」ホームページ (<http://www.tottori-seibukouki.jp/>) を参照して整理した。

(17) 鳥取県内の広域連合と一部事務組合については、鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を構造改革特区については、構造改革特区企画課／とりネット／鳥取県公式サイト (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146563>) を参照して作成した。

- (18) ふるさと大山ふれあいリゾート構想については (<http://www.mlit.go.jp>) の (8) 地域開発の状況を参照した。
- (19) 中海圏域地方拠点都市地域に関しては「とっとり県政この1年」七八号一九九五年(平成七年) (<http://www.pref.tottori.lg.jp>) を参照した。
- (20) 平成20年12月26日付け総行応第39号、総務事務次官前掲通知
- (21) 総務事務次官前掲通知一〜二ページを参照して整理した。
- (22) 定住自立圏構想の内容は、総務省の『定住自立圏構想推進要綱』 (http://www.soumu.go.jp/menu_03/shing1_kenkyu/kenkyu/teizyu/index.html) などから抽出して分析した。
- (23) 各定住自立圏の特徴と内容については総務省「全国定住自立圏の取り組み状況について」と鳥取市「鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョン」(平成22年3月作成、同年9月一部改定)、倉吉市「鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」(平成22年)、松江市・米子市「中海圏定住自立圏共生ビジョン」(平成22年)などを参照して整理した。
- (24) 中海定住自立圏に関しては総務省の『全国の定住自立圏の取組状況について』(総務省ホームページ)を、中海市長会に ついては中海市長会ホームページ「中海圏域へようこそ」(<http://www.nakami.jp>) を参照した。
- (25) 『さあ、関西の時代へ』「関西広域連合ホームページ」(<http://kouki-kansai.jp>)
- (26) 『さあ、関西の時代へ』(前掲資料)、『速報』鳥取県、関西連合規約を可決、観光と医療に参加―中国新聞』(<http://www.news-medical.jp/>)、『関西広域連合(仮称)設立案(概要版)』(<http://www.pref.tokushima.jp/>)等を参照して整理した。
- (27) 鳥取県広報連絡協議会「山陰・鳥取一同協議会発行、鳥取県東部広域行政管理組合「因幡ぐるりNav」同組合発行、智頭急行ホームページ」(<http://www.chizukyu.co.jp/>)などを参照して整理した。
- (28) 鳥取県「鳥取県の将来ビジョン【概要版】」鳥取県統轄監県政推進課参照。

